

「知的財産推進計画 2010(仮称)」骨子に
盛り込むべき事項について
(知的財産による競争力強化・国際標準化関連)

平成22年3月26日
知的財産戦略本部
知的財産による競争力強化・
国際標準化専門調査会

戦略的な国際標準や知的財産の獲得を通じた競争力強化

【現状認識】

- 経済のグローバル化、新興国の追い上げにより、国際競争が激化する中、我が国が大きな経済成長を遂げるためには、国内市場を活性化しつつ、海外においても激しい国際競争を勝ち抜いていく必要がある。
- 日本の技術力は多くの分野で依然として世界最高水準だが、それが日本の産業の国際競争力に必ずしも結びついていない。これは国際競争力が、技術のみならず画期的なビジネスモデルやそれを可能ならしめる国際標準化を含む知的財産マネジメントに依存するようになったためである。
- 国際競争における戦略上の重要なツールである国際標準や知的財産を駆使し、「知を使う知」の競争を勝ち抜くことこそが、我が国の優れた「知」をグローバルな規模での経済的価値創出へと結び付け、イノベーションを実現する近道である。
- しかしながら、過去の事例を見ると、国際標準や知的財産権を獲得したにもかかわらず、事業で失敗した例も少なくな

い。また、これまで国際標準化活動は欧米と比較して低調であり、知的財産権の取得は、国内重視の傾向が強い。

- それに対し、中国、韓国も、事業戦略やビジネスモデルの変化に対応した国際標準化や知的財産戦略も国を挙げて強化し、「知を使う知」の競争が一層熾烈になってきている。
- 我が国が激化する国際競争を勝ち抜いていくためには、国際標準や知的財産を有効なツールとして、これらを我が国産業界の事業活動に活用すべく国際的な戦略を強化することが喫緊の課題である。
- また、我が国経済の基盤を担うベンチャー・中小企業の経営における知的財産の活用に関する意識は低く、我が国大学の研究水準は高いが、産業界による事業の成功まで結び付いていない。さらには、オープン・イノベーションへの対応を含め、イノベーションの担い手の活動を底辺から支える知的財産制度にも課題がある。
- 世界に通用する事業を生み出し続けなければならない。そのためには、これまで十分に活かしきれていなかったベンチャー・中小企業、大学を含めた我が国のイノベーションの担い手の優れた「知」を生み出す能力を、知的財産を梃子にしながら、最大限有効活用していく必要がある。
- 現在、我が国経済には閉塞感が漂っている。技術・知識といった「知」は、それを発明、創出する独創的な個人が存在する限り枯渇することはない。我が国には、勤勉で有能な労働力がある。現在の閉塞感を打ち破り、経済成長を達成するために、「知」を活かす知的財産戦略をスピード感をもって推進する必要がある。

【目標】

戦略的な国際標準、知的財産の活用を強力に官民一体となって推進することにより、より大きな経済価値を生み出すグローバルなビジネス展開を図るとともに、ベンチャー・中小企業、大学を含め我が国の「知」を生み出す能力を活性化し、かつ海外で生まれた「知」も取り込んで有効活用することによって、世界に通用する事業を生み出し続ける。

これにより、我が国産業の競争力を強化しつつ、我が国の優れた「知」を数多くのイノベーションに結び付け、2020年までに大きな経済成長を達成する。

(注) 以下の「(短期)」「(中期)」の表示について

- ・「(短期)」は、今後1～2年で実施すべき事項。
- ・「(中期)」は、今後3～4年かけて実施すべき事項。
- ・「(短期・中期)」は、すぐに実施できる事項について今後1～2年で実施しつつ、全体としては3～4年かけて実施すべき事項。

1. 企業の事業活動における戦略的な国際標準化、知的財産を有効なツールとして活用することにより、グローバルな規模で事業に成功する。

【成果イメージ^(注)】

○ 研究開発・事業化戦略と連携した戦略的な国際標準化の推進や知的財産権の獲得・活用を通じて、特定戦略分野において世界市場を獲得

●●分野：世界市場規模●兆円、目標シェア●%

●●分野：・・・

※我が国発の国際標準の活用の一事例として、デジタルカメラ(生産台数5年で5倍、日本企業シェア約7割)が存在。

<具体的な成果目標の定め方>

・まず、我が国が強みを持つべき分野を特定戦略分野として決定する(例：スマートグリッド、燃料電池、電気自動車)。なお、特定戦略分野の決定に当たっては、知財戦略のみならず、産業政策、科学技術政策、IT政策の総合的観点からの考慮が必要。

・特定した戦略分野に関し、世界市場規模、目標シェアをはじめ何らかの数値目標を定める。

(注) 成果イメージは、知的財産関係施策を実施すれば到達できるものではなく、他の施策、要因にも左右されるものである。

○ 我が国企業の事業活動の将来展開を強力に後押しするため、国際標準化への対応を官民一体となって抜本的に強化することが喫緊の課題である。

○ そこで、日本の特長を活かせる特定戦略分野について、国際標準化や事業化を見据え、ロードマップを含めた知的財産マネジメントを核とした競争力強化戦略を官民一体となって策定し、これを着実に実行するとともに、その基盤の整備として、アジア諸国との研究開発段階からの連携、デジュール標準活動のみならずフォーラム標準活動を含めた国際標準化

活動への支援拡大、人材育成を総合的に強化する。

- また、我が国企業のグローバルな事業活動に欠かせない国際的な知的財産権の取得を促進する必要がある。そのため、低コストかつ効率的にグローバルな権利取得を可能とし、それが有効に保護される国際知財システムの構築に向けて取り組む。

- (1) 技術動向、市場動向、我が国の特長を勘案し、特定戦略分野(例:スマートグリッド、水関連技術)における標準化ロードマップを含む知的財産マネジメントを核とした競争力強化戦略を策定・実行するとともに、その基盤となる施策を充実する。

【施策】

(特定戦略分野における標準化ロードマップを含む知的財産マネジメントを核とした競争力強化戦略の策定・実行)

- ・ 特定戦略分野における標準化ロードマップを含む知的財産マネジメントを核とした競争力強化戦略を官民一体となって策定し、インフラ整備や支援策を確実に実行する。(短期・中期)

(経済産業省、総務省、国土交通省、厚生労働省、環境省)

- ・ 問題解決型、実証実験型の研究開発において標準化を一体的に推進する。その際、差異化領域における知的財産の創出・保護とその他の領域における標準化を一体として推進する。(中期)

(経済産業省、総務省、国土交通省)

(競争力強化戦略の策定・実行のための基盤の整備)

- ・ アジア地域における新規事業創出や国際標準の提案・獲得を行う仲間作りのため、標準化や事業化を見据えた米国・EUのみならずアジア諸国とのパートナーシップ

に基づく共同研究開発プログラムを2010年度中に構想し、速やかに構築する。(短期・中期)

(経済産業省、総務省、国土交通省)

- ・アジア地域における標準化とその的確な認証に向けて組織的に取り組む。(中期)

(経済産業省、総務省、国土交通省)

- ・これまでのデジュール標準に限定した支援のみならず、我が国産業の競争力強化に資するフォーラム標準も含めた国際標準化活動を総合的に支援する。(短期)

(経済産業省、総務省、国土交通省)

- ・技術知識だけでなく、知財知識、事業知識や現場での交渉スキルを身につけた国際標準化活動の専門家を育成する。(中期)

(経済産業省、総務省、国土交通省)

- ・標準化に関する知識の普及や、国際標準化活動の専門家のスキルの可視化を目指し、標準マネジメントに関する検定・認定制度の創設に向け検討し、結論を得る。(中期)

(経済産業省、総務省)

- ・経営に資する標準化活動に係る産業界の理解や意識改革を促す。(短期)

(経済産業省、総務省、国土交通省)

【目標指標例】

- (イ) 特定戦略分野において、標準化ロードマップを含む知的財産マネジメントを核とした競争力強化戦略を策定・実行する
- (ロ) 高い交渉スキルを有する国際標準化活動の専門家を若手を中心に育成する(400人)
- (ハ) 国際標準機関における幹事国引受け件数を増加させる(150件)

(2) 「安全・安心」を普及する。

【施策】

- ・適切な評価方法や規格・基準を見極めるための研究及びその国際標準化、並びにその国際標準の的確な認証を支援する。(短期)

(経済産業省、総務省、国土交通省)

- ・日本の規制・規格の翻訳・海外発信を支援する。(短期)

(経済産業省、総務省、国土交通省、環境省)

【目標指標例】

- (イ) 環境保護や「安全・安心」実現の観点から、適切な評価方法や規格・基準の国際標準を獲得する

- (3) 低コストかつ効率的にグローバルな権利取得と保護を可能とする国際知財システムを構築する。

【施策】

(特許審査のワークシェアリングの質の向上・量の拡大)

- ・特許審査結果の実質的な相互承認に向け、審査実務レベルの国際調和を進めるため、日米欧韓中の五大特許庁(IP5)の枠組みにおいて、各庁の審査結果を共有化するシステムの構築を含めた環境整備を進めるとともに、特許審査ハイウェイの対象拡大・手続簡素化や新たな審査協力の試行・実施を進め、特許審査ワークシェアリングの質を向上し、量を拡大する。(中期)

(経済産業省)

(特許制度の国際調和)

- ・各国で異なる出願手続の統一及び出願手続の簡素化を目的とした特許法条約への加盟を視野に入れ、期間徒過により失われた権利の救済を含め手続の見直しを行い、出願人の利便性向上に資する制度整備を進める。(短期)
- (経済産業省)
- ・特許制度の実体面(例:新規性、進歩性)の調和を目指した実体特許法条約の議論を加速する。(中期)

(経済産業省、外務省)

(植物品種保護制度の共通基盤整備)

- ・ 東アジア地域における植物新品種保護制度の共通基盤を整備するため、植物品種保護同盟(UPOV)91年条約の未加盟国に対する加盟の働き掛けや「東アジア植物品種保護フォーラム」の活動を通じて、将来の東アジア品種保護庁の設立を視野に入れた制度共通化に取り組む。(中期) (農林水産省)

(途上国の知的財産環境整備)

- ・ 途上国、新興国の知的財産人材育成支援を強化しつつ、我が国による研修の経験者とのネットワークを構築する。(中期) (経済産業省)

(模倣品・海賊版対策)

- ・ 2010年中に模倣品・海賊版拡散防止条約(ACTA)の交渉を妥結するとともに、締結後、主要国・地域への加盟国拡大や二国間協定を通じ、世界大に保護の輪を広げる。(短期・中期)

(外務省、総務省、法務省、財務省、
文部科学省、経済産業省)

- ・ 侵害発生国・地域の政府に対し、これら政府との協力関係を深めつつ、工業製品、コンテンツ、農林水産物に係る具体的な侵害状況を踏まえた模倣品・海賊版対策の強化を働き掛ける。(短期)

(外務省、文部科学省、経済産業省、農林水産省、
警察庁、総務省、財務省)

【目標指標例】

- (イ) 特許の海外出願比率(日本特許庁への出願のうち、外国にも出願された件数の比率)を高める(24%→35%)
- (ロ) 特許審査結果の実質的な相互承認に向け着実に前進する(例:日米欧韓中の五大特許庁間における共通の特許審査基

盤を整備、海外特許出願に対する特許審査ハイウェイ（P P H）利用可能率を約 70%→90%）

- (ハ) 東アジア地域における植物新品種保護制度の共通基盤を整備する（例：UPOV 91年条約への新規加盟国を得る、審査方法の共通化、審査データの相互利用開始）
- (ニ) 主要国・地域がACTAの加盟国となる
- (ホ) 国内外の模倣品・海賊版により被害を受ける日本企業の割合（模倣被害率）を、被害の撲滅に向け、大幅に引き下げる（例：日本企業の模倣被害率を 24%→12%）

2. 我が国の優れた技術を活かした世界に通用する新規事業を創出する。

【成果イメージ】

○ 知的財産の活用を促進し、世界に先駆けた新規事業を創出

※ 青色発光ダイオード(年平均売上 0.4 兆円)は日本の大学発技術を実用化し、世界的なシェアを獲得した例。

○ 世界でも活躍するニッチトップ企業を多数輩出

○ 中小企業による輸出額 10 兆円 ⇒ ●兆円

- これまで十分に活かされていなかったイノベーションの担い手の「知」を生み出す能力を、知的財産を梃子にしながら最大限活用していく必要がある。
- そのため、ベンチャー・中小企業に対して、利用者の目線に立ったわかりやすく、利用しやすい支援施策を総合的に展開し、国内はもとより世界を相手に活躍できる企業が数多く生み出されていくことを支援する。
- また、これまで事業の成功までうまく結び付いていなかった大学や公的研究機関の研究成果を活用するため、産学官が共創する場の構築や、大学の産学連携体制の整備により産学官共創力を世界トップクラスに引き上げるべく、抜本的に強化する。
- そして、イノベーションの担い手の知的財産を活用した活動を円滑にし、加速するため、オープン・イノベーションの進展への対応も含め、イノベーションインフラの整備を着実に進める。

(1) ベンチャー・中小企業や地域における知的財産の活用を促進し、国内のみならず世界でも通用する事業を生み出す。

【施策】

(支援施策の充実)

- ・ 特許出願に不慣れなベンチャー・中小企業のための出願支援策として、弁理士費用の負担を軽減させるための方策(例:「特許パック料金制度」(特許庁へ支払う費用と弁理士費用を合わせた低額な料金制度))やその是非について関係者の意見を聞きつつ検討を行い、2010年度中に結論を得る。(短期) (経済産業省)
- ・ 特許関係料金の減免制度について、対象となる中小企業の範囲の大幅な見直しや申請手続の見直しにより、わかりやすく利用しやすいものへと拡充する。(短期) (経済産業省)
- ・ 外国出願費用の助成制度を拡充する。(短期) (経済産業省)

(相談窓口、支援体制の整備)

- ・ 知的財産に関する多様な相談を一元的に受け付けるワンストップ相談窓口を全国に整備するとともに、多様な相談に適確に対応できる人材を育成する。(短期・中期) (経済産業省、農林水産省)
- ・ ベンチャー・中小企業の知的財産活動を支援する人材を育成、確保するとともに、研究開発から事業化、海外展開、侵害対策までを総合的に支援できる体制を整備する。(中期) (経済産業省)

(普及啓発活動の強化)

- ・ ノウハウ秘匿を含めた知的財産マネジメントの重要性をベンチャー・中小企業経営に浸透させる大々的な普及啓発活動を展開する。(短期) (経済産業省)
- ・ 営業秘密管理指針を普及させる。(短期)

(経済産業省)

(「個人の知」の活用)

- ・「ユーザー・イノベーション」の活用方策について調査する。(中期)

【目標指標例】

- (イ) ベンチャー・中小企業における特許制度利用者の裾野を広げる(新たに特許出願をしたベンチャー・中小企業数(累計): 約2.5万社)
- (ロ) ベンチャー・中小企業による海外出願件数を増やす(約0.8万件→1.2万件以上)
- (ハ) ノウハウ秘匿を含めた知的財産マネジメントをベンチャー・中小企業経営に浸透させる(例: 各種アンケートから把握される浸透度合いの向上)

(2) 産学官共創力を世界最高水準に引き上げる。

【施策】

(産学官が共創する場の構築)

- ・大学や公的研究機関が研究成果と研究者をもって参画し、複数の企業が資金と研究者をもって参画する、イノベーションの出口イメージを共有した共同研究(共創)の場(例: 欧州のIMEC)を構築する。(中期)
(文部科学省、経済産業省)
- ・このため、既存の研究拠点や公的研究機関において、それぞれの目的や性格に応じ、産学官が共創する場を主体的に運営する体制、国費により整備された先端研究設備を企業が共同研究や受託研究で円滑に利用できる仕組みや、複数の企業が参加する共同研究における知的財産管理の仕組み(人材を含む)を整備する。(中期)
(文部科学省、経済産業省)
- ・また、知の共創に際し、産学官の緊密な対話を通してイノベーションの出口イメージを共有しつつ、産学連携を

基礎研究にまで拡大した上で各々の役割を踏まえた研究開発活動を計画・推進する機能(「知」のプラットフォーム)の構築に着手する。(短期) (文部科学省)

(大学の産学連携力の向上)

- ・ 既存の大学知財本部・TLOの再編(ネットワーク化、広域化、専門化)、知的財産マネジメント人材の事業戦略に精通するような質的強化により産学連携機能を強化する。(中期) (文部科学省、経済産業省)
- ・ 研究者が創造的研究活動に専念できる環境を実現するため、知的財産管理を含む研究マネジメントを行う専門職や先端研究設備の利用補助を含む高度な技術支援を行う専門職の社会的地位を確立するとともに、その人材を育成・確保する。(短期) (文部科学省)
- ・ 大学において、論文発表の重要性にも留意しつつ、共同研究における論文発表前の特許出願の検討や営業秘密管理の重要性に関する普及啓発活動を強化する。(短期) (文部科学省、経済産業省)
- ・ 外国企業・機関からの研究資金の拡大に向けて、国費により大学や公的研究機関が獲得した知的財産を基にした共同研究や受託研究における外国企業・機関との連携のルールを明確化する。(短期) (内閣府、文部科学省、経済産業省)

(産学連携を促進する環境の整備)

- ・ 公的資金による研究成果(論文及び科学データ)について、原則としてオープンアクセスを確保する。(短期) (文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省)
- ・ 大学や公的研究機関の特殊性(研究成果の社会還元を目的とする)を踏まえ、大学や公的研究機関がより利用しやすいものへと特許制度を見直す。(例:出願フォーマットの自由化、新規性喪失の例外の拡大、アカデミックディスカウントの改善)(短期) (経済産業省)

- ・産学双方にとって有効な産学連携(共同研究、人材育成)を実現するため、企業から大学や公的研究機関に流れる資金の拡大・活用を促進する観点から、予算や関連する措置について抜本的に見直すほか、税制上の支援の在り方を検討する。(例:産学連携促進のためのマッチングファンド、税制上の優遇措置)(短期)(内閣府、文部科学省、経済産業省)

【目標指標例】

- (イ) 産学官が大学や公的研究機関の知を活用し事業化へ向けて共創する場を構築する
- (ロ) 企業から国内大学や公的研究機関へ支出する研究費を増加させる(約1000億円→1500億円)
- (ハ) 大学や公的機関研究費に占める外国資金の割合を増加させる(それぞれ0.04%、0.4%→1%)

(3) オープン・イノベーションへの対応を含め、イノベーションを加速するインフラを整備する。

【施策】

(オープン・イノベーションに対応した知的財産制度構築)

- ・特許の活用促進に資する制度整備を進めるため、通常実施権の登録対抗制度の見直しの検討を行い、結論を得る。(短期)(経済産業省)
 - ・裁判公開の原則、被告人の防御権の行使に対する制約のおそれや円滑な訴訟手続の確保に配慮しつつ、刑事訴訟手続において営業秘密の内容を保護するための適切な法的措置の在り方について成案を得る。(短期)(経済産業省、法務省)
 - ・制度改正後の職務発明制度の運用状況について、継続的に情報収集及び評価を行う。(中期)(経済産業省)
- #### (権利の安定性の向上)
- ・権利の安定性を向上させる観点から、確定した侵害訴

訟がその後の確定審決により再審となる制度(蒸し返し
の問題)の見直しや、特許の有効性を無効審判と侵害
訴訟の両方で争えるダブルトラックを含めた特許庁と裁
判所の関係の在り方についての整理を行う。(短期)
(経済産業省)

(特許審査の運用改善)

- ・ 技術動向や国際的動向に適切に対応した審査を実現
する観点から、特許出願明細書の記載要件について、
諸外国との比較分析を踏まえながら検討を行い、必要
な措置を講じる。(短期) (経済産業省)
- ・ 特許審査の迅速化を進める。(中期) (経済産業省)

【目標指標例】

- (イ) オープン・イノベーションに対応した知的財産制度を構築す
る (例：登録対抗制度に関する検討の有無、検討結果に応じた
必要な措置)
- (ロ) 権利の安定性を向上させる (例：再審の問題やダブルトラッ
クに関する検討の有無、検討結果に応じた必要な措置)
- (ハ) 特許審査順番待ち期間を世界トップクラスに短縮する (2013
年に審査順番待ち期間を 11 か月)

参考1 知的財産による競争力強化・国際標準化専門調査会 委員名簿

- 相澤 英孝 一橋大学大学院 国際企業戦略研究科 教授
- 相澤 益男 総合科学技術会議議員
- 荒井 寿光 東京中小企業投資育成(株) 代表取締役
- 出雲 充 (株)ユーグレナ 代表取締役
- 江幡 奈歩 阿部・井窪・片山法律事務所 弁護士
- 大淵 哲也 東京大学大学院法学政治学研究科 教授
- 上條由紀子 金沢工業大学大学院 准教授
- 岸 宣仁 日本大学大学院知的財産研究科 講師
- 久夙良木健 (株)ソニー・コンピュータエンタテインメント 名誉会長
- 迫本 淳一 松竹(株) 代表取締役社長
- 佐々木剛史 トヨタ自動車(株) 知的財産部長
- 佐藤 辰彦 特許業務法人創成国際特許事務所 所長弁理士
- ◎ 妹尾堅一郎 NPO法人産学連携推進機構 理事長
- 高柳 昌生 協和発酵キリン(株) 執行役員 知的財産部長
- 中村伊知哉 慶応義塾大学大学院メディアデザイン研究科 教授
- 西山 浩平 エレファント・デザイン(株) 代表取締役社長
- 野元 修 京セラ(株) 執行役員上席 法務知的財産本部長
- 福島 能久 パナソニック(株) 役員 知的財産権本部長
- 山本 貴史 (株)東京大学TLO 代表取締役社長兼CEO
- 渡部 俊也 東京大学先端科学技術研究センター 教授

◎ : 会長 ○ : 副会長

(五十音順、敬称略)

参考2 知的財産による競争力強化・国際標準化専門調査会 検討経緯

○第1回：2010年2月16日 10:00－12:00

◇知的財産戦略に関する論点整理（知的財産による競争力強化・国際標準化関連）（案）について

○第2回：2010年2月26日 9:00－11:00

◇「知的財産推進計画（仮称）」骨子に盛り込むべき事項について

○第3回：2010年3月10日 9:00－11:00

◇「知的財産推進計画（仮称）」骨子に盛り込むべき事項について

○第4回：2010年3月19日 9:00－11:00

◇「知的財産推進計画2010（仮称）」骨子に盛り込むべき事項について

○第5回：2010年3月26日 15:00－17:00

◇「知的財産推進計画2010（仮称）」骨子に盛り込むべき事項（案）（知的財産による競争力強化・国際標準化関連）について